

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイドーリミテッド
代 表 者 名 取締役社長 武井 勇
(コード番号 3205 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 経営管理室長 和賀 勇
(TEL 03-3257-5022)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「お客様第一」「品質本位」の経営の基本方針を維持しつづけることによって、創業以来 130 年培ってきた“信用”を守っていくための行動規範を制定し、代表取締役がその精神をグループすべての役職員および従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理観により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底する。

取締役会は、管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持および整備にあたる独立したコンプライアンス委員会(仮称)の設立を検討する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

また、当社は、役職員および従業員がコンプライアンス違反行為等を認知し、それを通報または告発しても、当該役職員および従業員に不利益な扱いを行わない旨等の規程を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は、管理担当取締役を取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に任命し、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「文書取扱規程」および「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書取扱規程」に基づき保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理委員会を置き損失の危険の管理を行い、各部門担当取締役および部門執行責任者と共に、部署毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理規程を制定する。

リスク管理委員会は、定期的に取締役会および監査役会に報告をおこない、全社的なリスクを総合的に管理する。平時においても各部門においては、その有するリスクの軽減等に取り組み、有事

における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し、各部門のリスク管理の改善を行う。
取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。ほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催できる体制を執っている。

さらに、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者により構成される執行責任者会議を適時開催し、中国会議(中国生産工場を主体とした販売部門責任者を含めた会議)・SPA 会議(アパレル販売会社の製造小売推進会議)を毎月開催しており各部門における状況・問題点等を把握し、逐次監督を行っている。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社および関係会社の管理は、管理担当取締役が統括する。管理担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を推進するため、関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うと共に、執行責任者会議において管理の進捗状況を報告する。

取締役会は、グループ各社の管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制そのたの監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを認知したときは、法令および社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。

また、監査役は、取締役会・執行責任者会議等の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携をはかっていく。

以 上